

## 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則

平成16年4月1日  
規則第42号  
最終改正 平成27年3月25日

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 本給（第11条—第18条）
- 第3章 給与の特例等（第19条—第20条）
- 第4章 諸手当（第21条—第33条）
- 第5章 規則の実施（第34条—第35条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

#### （給与の種類、計算期間及び支給日）

第3条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
1 基本給 本給 2 諸手当 初任給調整手当 扶養手当 管理職手当 都市手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日 まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、土曜日に当たるときは、16日）
超過勤務手当 休日給 夜勤手当	一の月の初日から末日 まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たる

管理職員特別勤務手当		ときは、18日)、土曜日に当たるときは、16日)
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。
- 4 給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算等)

第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給する。本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号。以下「勤務時間等規則」という。）第14条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、初任給調整手当、管理職手当及び都市手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときに、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき。
- 二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。

- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- 四 その他特に必要と認めたとき。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第8条 第20条及び第28条から第30条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本給、本給に対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条及び第20条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第28条から第30条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した第3条に掲げる給与の種類のそれぞれの確定金額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

## 第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表に定める級号給による本給月額とする。

(本給表等)

第12条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範団は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 事務系職員本給表（別表第1）
- 二 教育職員本給表（別表第2）

2 職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、機構長が別に定める。

3 前2項のほか、本給表等に関し機構長が特に必要と認める場合は、別に定める。

(初任給等)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職種から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職種に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 初任給の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第14条 昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第15条 降格に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第44条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(降号)

第17条 降号に関し必要な事項は別に定める。

第18条 削除

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達

するまでは、本給、扶養手当、都市手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前6項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第32条第4項第2号ロ又はハに掲げる職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第19条第8項」と読み替えるものとする。

#### （給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第17条に規定する年次休暇、第21条に規定する病気休暇及び第22条に規定する特別休暇又は就業規則第33条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は就業規則第50条の規定に基づく就業の禁止等の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。この場合において都市手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。
- 3 前項に規定するもののほか、本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 諸手当

#### （初任給調整手当）

第21条 初任給調整手当は、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を持つ教員であってその採用が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学

(以下「大学」という。) 卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあっては39年)を経過するまでの期間内に行われた教員(就業規則第21条に基づき採用された職員(以下「再任用職員」という。)は除く。)に対して支給する。

2 初任給調整手当の月額は次の表に掲げる採用の日以降の期間の区分に応じて同表に定める額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる教員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

採用の日以降の期間の区分	手当額	採用の日以降の期間の区分	手当額
1年未満	50,300円	18年以上19年未満	28,900円
1年以上2年未満	50,300円	19年以上20年未満	27,500円
2年以上3年未満	50,300円	20年以上21年未満	26,100円
3年以上4年未満	50,300円	21年以上22年未満	25,500円
4年以上5年未満	50,300円	22年以上23年未満	24,900円
5年以上6年未満	50,300円	23年以上24年未満	23,900円
6年以上7年未満	48,500円	24年以上25年未満	23,300円
7年以上8年未満	46,700円	25年以上26年未満	22,700円
8年以上9年未満	44,900円	26年以上27年未満	22,100円
9年以上10年未満	43,100円	27年以上28年未満	21,500円
10年以上11年未満	41,300円	28年以上29年未満	20,700円
11年以上12年未満	39,500円	29年以上30年未満	20,400円
12年以上13年未満	37,700円	30年以上31年未満	20,000円
13年以上14年未満	35,900円	31年以上32年未満	19,400円
14年以上15年未満	34,500円	32年以上33年未満	18,500円
15年以上16年未満	33,100円	33年以上34年未満	17,600円
16年以上17年未満	31,700円	34年以上35年未満	16,900円
17年以上18年未満	30,300円		

3 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員(再任用職員は除く。)に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	一人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については、11,000円)
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

- 3 扶養親族となる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

- 第23条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員(再任用職員を除く。)に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、前項の職員に適用される本給表の別並びに当該職員の職務の級及び適用区分に応じ、次の表の支給額欄に定める額とする。

一 事務系職員本給表

職務の級	適用区分	支給額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	116,500円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円

4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

## 二 教育職員本給表

職務の級	適用区分	支給額
6級	I種	142,300円
	II種	113,900円
	III種	99,600円
	IV種	85,400円
5級	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 人事交流等により引き続き職員を採用する場合において、当該職員が採用日の前日に受けた管理職手当に相当する手当の月額（以下「管理職手当相当月額」という。）が、採用日に受ける管理職手当の月額に達しないこととなる職員には、当該手当月額のほか、当該手当月額と管理職手当相当月額との差額に相当する額の範囲内の額を管理職手当として支給する。ただし、当該職員が採用日の前日に受けた管理職手当相当月額の算出の基礎となる本給等が、採用日の本給表、職務の級及び適用区分と同一相当でない場合は、個別に定める額を管理職手当として支給する。
- 5 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (都市手当)

第24条 都市手当は、本機構が所在する東京都小平市における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する。

- 2 都市手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の13を乗じて得た額とする。
- 3 都市手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (住居手当)

第25条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員（再任用職員は除く。）に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額
一 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
二 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者		前号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （通勤手当）

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」と

いう。)が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人及び国の機関から採用（以下「当該異動」という。）となったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらの者との均衡上必要があると認めた者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （単身赴任手当）

第27条 人事交流等による採用に伴い転居し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該転居前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員の均衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、26,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		手当額
100キロメートル以上	300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	38,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上		58,000円

3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (超過勤務手当)

第28条 勤務時間等規則第12条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、その勤務した全時間（以下「超過勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 次条第1項の休日給が支給されることとなる時間（以下「休日勤務時間」という。）及び超過勤務時間の合計が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日勤務時間に対しては次条第1項に規定する支給額に加え、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の15を、超過勤務時間に対しては前項に規定する支給額に加え、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を、それぞれ超過勤務手当として支給する。

3 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (休日給)

第29条 勤務時間等規則第12条の規定により、同規則第14条第1項に規定する休日（同規則第15条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第15条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定は、勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員にあって

は、同条の規定により、休日と指定した日を同規則第14条第1項に規定する休日とみなして適用するものとする。

3 休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜勤手当)

第30条 勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜となる職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第14条第1項に規定する休日（同規則第15条の規定により休日の振替及び代休となった日を含む。（次項において「週休日等」という。。））に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、次の表に定める額とする。

一 第1項に規定する場合

区分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理職手当適用職員	I種適用者	12,000円（18,000円）
	II種適用者	10,000円（15,000円）
	III種適用者	8,500円（12,750円）
	IV種適用者	7,000円（10,500円）
	V種適用者	6,000円（9,000円）

二 第2項に規定する場合

区分		支給額
管理職手当適用職員	I種適用者	6,000円
	II種適用者	5,000円
	III種適用者	4,300円
	IV種適用者	3,500円
	V種適用者	3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き

続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条、次条、附則第7項第3号及び第4号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条、次条、附則第7項第3号及び第4号において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、本給及び本給に対する都市手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、本給に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

本給表	職務の級	加算割合
事務系職員本給表	8級以上	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級及び3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表（2）

本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
-----	----------	------	------

事務系職員本給表	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職員本給表	II種	5級以上	100分の15

表(3)

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

- 3 再任用職員の期末手当の額は、前項中「100分の122.5」を「100分の65」に、「100分の137.5」を「100分の80」に、「100分の102.5」を「100分の55」に、「100分の117.5」を「100分の70」に読み替えて適用した場合の額とする。
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
- 一 基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
    - ハ 停職者（就業規則第45条第3号の規定により出勤停止又は同条第4号の規定により停職にされている職員をいう。）
    - ニ 就業規則第40条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
    - ホ 就業規則第41条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
    - ヘ 就業規則第41条の2により自己啓発等休業をしている職員
    - ト 就業規則第41条の3により配偶者同行休業をしている職員
  - 二 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
    - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者
    - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本機構の在職期間を当該法人等の職員として通算する場合に限る。）
- 5 第1項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適當と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 6 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における人事評価又はその他の能力の実証の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条及び第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及び本給に対する都市手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の範囲内とする。

勤務期間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 再任用職員の勤勉手当の額は、前項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのを「100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）」と読み替えて適用した場合の額とする。
- 4 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 規則の実施

### (実施に関し必要な事項)

第34条 この規則の実施に関し必要な事項は、特に定めるもののほかは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）適用職員の例に準ずる。

### (この規則により難い場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### (本給表)

2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成16年法律第114号）附則第3条の規定により本機構職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における第12条に規定する本給表は、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する行政職俸給表（一）を適用されていた者は事務系職員本給表を、教育職俸給表（一）を適用されていた者は教育職員本給表をそれぞれ適用する。

### (本給)

3 承継職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けている級号俸と同一とする。ただし、昇格及び昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けている号俸を受けるに至った時を基礎として本給及び次期昇給の時期を決定する。

### (昇給)

4 施行日において前項ただし書きの適用を受けない承継職員の次期昇給の時期は、別に辞令を発せられない限り、施行日の前日において受けている号俸の次期昇給の時期と同一とする。

### (調整手当の異動保障)

5 承継職員の都市手当の第24条第2項の適用については、施行日に給与法第11条の7の適用を受けるものと仮定した場合の支給割合が100分の12となる者については、施行日から1年間は、「100分の10」を「100分の12」に読み替えた額を支給する。

### (扶養手当等)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第

11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第22条に規定する扶養手当、第25条に規定する住居手当、第26条に規定する通勤手当及び第27条に規定する単身赴任手当の支給については、支給要件等に変更がない限り、従前のとおりとする。

7 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「本給月額減額基礎額」という。））
- 二 都市手当 当該特定職員の本給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（同項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）

に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額（附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第19条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第19条第1項 前各号に定める額

ロ 第19条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第19条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

二 第19条第5項又は第6項 第1号から第3号までに定める額に、それぞれ同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第19条第8項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、それぞれ同条第5項又は第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
事務系職員本給表	6級
教育職員本給表	5級

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条及び第28条から第30条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額

並びにこれに対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に 1.2 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 1.0 附則第 7 項の規定が適用される間、第 33 条第 2 項後段に定める勤勉手当の総額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した総額から、第 33 条第 1 項に掲げる職員で附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.125（特定幹部職員にあっては、100 分の 1.425）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 75（特定幹部職員にあっては、100 分の 95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額の範囲内とする
- 1.1 附則第 7 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額は、第 23 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

#### 附 則（平成 17 年 11 月 29 日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、別表第 1 及び別表第 2 の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額（以下「新本給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその 1 号給  
下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の属す  
本給月額（以下「旧本給月額」） – る職務の級における最高の号給の額  
という。）

+

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とそ  
の 1 号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第

16条第2項の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第32条の規定により得た額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 一 平成17年4月1日(その日の翌日以降に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第27条第2項の規定により加算した額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間又は第20条の規定により給与を減額された期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成17年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 5 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成18年3月30日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、当該定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員のうち、附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

5 切替日の前日において第12条に規定する本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）に応じて附則別表第4に定める号給

二 旧本給月額が附則別表第4の2に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級（以下「新級」という。）、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第4の2に定める号給

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前のこの規則及び関連規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

8 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第7項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第22条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

イ 附則（平成21年11月30日）第2項に規定する減額改定対象職員 100分

の 9 9 . 1

ロ イに掲げる職員以外の職員 100 分の 99 . 34

- 二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。
- 三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

（平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例）

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第16条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

（都市手当に関する経過措置）

- 10 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間、第24条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧 級	新 級
事務系職員本給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級

教育職員本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧1級から旧10級）

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	3月末満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1

6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28

	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月末満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月末満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月末満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月末満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月末満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月末満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月末満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月末満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月末満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月末満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月末満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月末満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月末満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月末満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月末満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月末満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月末満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月末満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月末満			83	64	87	75	71	67		

	9月以上12月末満		84	64	88	76	72	68		
	12月以上		85	65	89	77	73	69		
22	3月末満		85	65	89	77	73			
	3月以上6月末満		86	65	90	78	74			
	6月以上9月末満		87	66	91	79	75			
	9月以上12月末満		88	66	92	80	76			
	12月以上		89	67	93	81	77			
23	3月末満		89	67	93	81				
	3月以上6月末満		90	67	94	82				
	6月以上9月末満		91	68	95	83				
	9月以上12月末満		92	68	96	84				
	12月以上		93	69	97	85				
24	3月末満		93	69	97	85				
	3月以上6月末満		94	70	98	86				
	6月以上9月末満		95	71	99	87				
	9月以上12月末満		96	72	100	88				
	12月以上		97	73	101	89				
25	3月末満		97	73	101					
	3月以上6月末満		98	73	102					
	6月以上9月末満		99	74	103					
	9月以上12月末満		100	74	104					
	12月以上		101	75	105					
26	3月末満		101	75	105					
	3月以上6月末満		102	75	106					
	6月以上9月末満		103	76	107					
	9月以上12月末満		104	76	108					
	12月以上		105	77	109					
27	3月末満		105	77						
	3月以上6月末満		106	78						
	6月以上9月末満		107	79						
	9月以上12月末満		108	80						
	12月以上		109	81						
28	3月末満		109	81						
	3月以上6月末満		110	82						
	6月以上9月末満		111	83						
	9月以上12月末満		112	84						
	12月以上		113	85						
29	3月末満		113							
	3月以上6月末満		114							

	6月以上9月末満		115						
	9月以上12月末満		116						
	12月以上		117						
30	3月末満		117						
	3月以上6月末満		118						
	6月以上9月末満		119						
	9月以上12月末満		120						
	12月以上		121						
31	3月末満		121						
	3月以上6月末満		122						
	6月以上9月末満		123						
	9月以上12月末満		124						
	12月以上		125						
32	3月末満		125						
	3月以上6月末満		125						
	6月以上9月末満		125						
	9月以上12月末満		125						
	12月以上		125						

教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧1級から旧4級）

旧号給	旧 級 経過期間	旧 級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月末満			1	1
	3月以上6月末満			1	1
	6月以上9月末満			1	1
	9月以上12月末満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月末満	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	2	2	1
	6月以上9月末満	3	3	3	1
	9月以上12月末満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月末満	5	5	5	1
	3月以上6月末満	6	6	6	1
	6月以上9月末満	7	7	7	1
	9月以上12月末満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月末満	9	9	9	1
	3月以上6月末満	10	10	10	2

	6月以上9月未満	1 1	1 1	1 1	3
	9月以上12月未満	1 2	1 2	1 2	4
	12月以上	1 3	1 3	1 3	5
5	3月未満	1 3	1 3	1 3	5
	3月以上6月未満	1 4	1 4	1 4	6
	6月以上9月未満	1 5	1 5	1 5	7
	9月以上12月未満	1 6	1 6	1 6	8
	12月以上	1 7	1 7	1 7	9
6	3月未満	1 7	1 7	1 7	9
	3月以上6月未満	1 8	1 8	1 8	1 0
	6月以上9月未満	1 9	1 9	1 9	1 1
	9月以上12月未満	2 0	2 0	2 0	1 2
	12月以上	2 1	2 1	2 1	1 3
7	3月未満	2 1	2 1	2 1	1 3
	3月以上6月未満	2 2	2 2	2 2	1 4
	6月以上9月未満	2 3	2 3	2 3	1 5
	9月以上12月未満	2 4	2 4	2 4	1 6
	12月以上	2 5	2 5	2 5	1 7
8	3月未満	2 5	2 5	2 5	1 7
	3月以上6月未満	2 6	2 6	2 6	1 8
	6月以上9月未満	2 7	2 7	2 7	1 9
	9月以上12月未満	2 8	2 8	2 8	2 0
	12月以上	2 9	2 9	2 9	2 1
9	3月未満	2 9	2 9	2 9	2 1
	3月以上6月未満	3 0	3 0	3 0	2 2
	6月以上9月未満	3 1	3 1	3 1	2 3
	9月以上12月未満	3 2	3 2	3 2	2 4
	12月以上	3 3	3 3	3 3	2 5
10	3月未満	3 3	3 3	3 3	2 5
	3月以上6月未満	3 4	3 4	3 4	2 6
	6月以上9月未満	3 5	3 5	3 5	2 7
	9月以上12月未満	3 6	3 6	3 6	2 8
	12月以上	3 7	3 7	3 7	2 9
11	3月未満	3 7	3 7	3 7	2 9
	3月以上6月未満	3 8	3 8	3 8	3 0
	6月以上9月未満	3 9	3 9	3 9	3 1
	9月以上12月未満	4 0	4 0	4 0	3 2
	12月以上	4 1	4 1	4 1	3 3
12	3月未満	4 1	4 1	4 1	3 3

	3月以上6月未満	4 2	4 2	4 2	3 4
	6月以上9月未満	4 3	4 3	4 3	3 5
	9月以上12月未満	4 4	4 4	4 4	3 6
	12月以上	4 5	4 5	4 5	3 7
1 3	3月未満	4 5	4 5	4 5	3 7
	3月以上6月未満	4 6	4 6	4 6	3 8
	6月以上9月未満	4 7	4 7	4 7	3 9
	9月以上12月未満	4 8	4 8	4 8	4 0
	12月以上	4 9	4 9	4 9	4 1
1 4	3月未満	4 9	4 9	4 9	4 1
	3月以上6月未満	5 0	5 0	5 0	4 2
	6月以上9月未満	5 1	5 1	5 1	4 3
	9月以上12月未満	5 2	5 2	5 2	4 4
	12月以上	5 3	5 3	5 3	4 5
1 5	3月未満	5 3	5 3	5 3	4 5
	3月以上6月未満	5 4	5 4	5 4	4 6
	6月以上9月未満	5 5	5 5	5 5	4 7
	9月以上12月未満	5 6	5 6	5 6	4 8
	12月以上	5 7	5 7	5 7	4 9
1 6	3月未満	5 7	5 7	5 7	4 9
	3月以上6月未満	5 8	5 8	5 8	5 0
	6月以上9月未満	5 9	5 9	5 9	5 1
	9月以上12月未満	6 0	6 0	6 0	5 2
	12月以上	6 1	6 1	6 1	5 3
1 7	3月未満	6 1	6 1	6 1	5 3
	3月以上6月未満	6 2	6 2	6 2	5 4
	6月以上9月未満	6 3	6 3	6 3	5 5
	9月以上12月未満	6 4	6 4	6 4	5 6
	12月以上	6 5	6 5	6 5	5 7
1 8	3月未満	6 5	6 5	6 5	5 7
	3月以上6月未満	6 6	6 6	6 6	5 8
	6月以上9月未満	6 7	6 7	6 7	5 9
	9月以上12月未満	6 8	6 8	6 8	6 0
	12月以上	6 9	6 9	6 9	6 1
1 9	3月未満	6 9	6 9	6 9	6 1
	3月以上6月未満	7 0	7 0	7 0	6 2
	6月以上9月未満	7 1	7 1	7 1	6 3
	9月以上12月未満	7 2	7 2	7 2	6 4
	12月以上	7 3	7 3	7 3	6 5

20	3月未満	7 3	7 3	7 3	6 5
	3月以上6月未満	7 4	7 4	7 4	6 6
	6月以上9月未満	7 5	7 5	7 5	6 7
	9月以上12月未満	7 6	7 6	7 6	6 8
	12月以上	7 7	7 7	7 7	6 9
21	3月未満	7 7	7 7	7 7	6 9
	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 8	7 0
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 9	7 1
	9月以上12月未満	8 0	8 0	8 0	7 2
	12月以上	8 1	8 1	8 1	7 3
22	3月未満	8 1	8 1	8 1	7 3
	3月以上6月未満	8 2	8 2	8 2	7 4
	6月以上9月未満	8 3	8 3	8 3	7 5
	9月以上12月未満	8 4	8 4	8 4	7 6
	12月以上	8 5	8 5	8 5	7 7
23	3月未満	8 5	8 5	8 5	7 7
	3月以上6月未満	8 6	8 6	8 6	7 8
	6月以上9月未満	8 7	8 7	8 7	7 9
	9月以上12月未満	8 8	8 8	8 8	8 0
	12月以上	8 9	8 9	8 9	8 1
24	3月未満	8 9	8 9	8 9	8 1
	3月以上6月未満	9 0	9 0	9 0	8 2
	6月以上9月未満	9 1	9 1	9 1	8 3
	9月以上12月未満	9 2	9 2	9 2	8 4
	12月以上	9 3	9 3	9 3	8 5
25	3月未満	9 3	9 3	9 3	8 5
	3月以上6月未満	9 4	9 4	9 4	8 6
	6月以上9月未満	9 5	9 5	9 5	8 7
	9月以上12月未満	9 6	9 6	9 6	8 8
	12月以上	9 7	9 7	9 7	8 9
26	3月未満	9 7	9 7	9 7	8 9
	3月以上6月未満	9 8	9 8	9 8	9 0
	6月以上9月未満	9 9	9 9	9 9	9 1
	9月以上12月未満	1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 2
	12月以上	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 3
27	3月未満	1 0 1	1 0 1	1 0 1	
	3月以上6月未満	1 0 2	1 0 2	1 0 2	
	6月以上9月未満	1 0 3	1 0 3	1 0 3	
	9月以上12月未満	1 0 4	1 0 4	1 0 4	

	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月末満	106	106	106	
	6月以上9月末満	107	107	107	
	9月以上12月末満	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月末満	110	110		
	6月以上9月末満	111	111		
	9月以上12月末満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月末満	114	114		
	6月以上9月末満	115	115		
	9月以上12月末満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月末満	118	118		
	6月以上9月末満	119	119		
	9月以上12月末満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月末満	122	122		
	6月以上9月末満	123	123		
	9月以上12月末満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月末満	126	126		
	6月以上9月末満	127	127		
	9月以上12月末満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月末満	130	130		
	6月以上9月末満	131	131		
	9月以上12月末満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月末満	134			
	6月以上9月末満	135			

	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

旧級が事務系職員本給表の11級である職員の新号給

旧号給	新級 経過期間	9級		10級	
		9級	10級	9級	10級
1	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1

	1 2月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上1 2月未満	1	1
	1 2月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上1 2月未満	4	1
	1 2月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上1 2月未満	8	1
	1 2月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上1 2月未満	12	1
	1 2月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上1 2月未満	16	1
	1 2月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1

	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
1 2	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
1 3	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
1 4	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
1 5	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧号給 経過期間	新級		5級	6級
	3月未満		1	1
1	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
	3月未満		1	1
2	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
	3月未満		1	1
3	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	12月以上		1	1

	9月以上 1~2月未満	1	1
	1~2月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 1~2月未満	1	1
	1~2月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上 1~2月未満	1	1
	1~2月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上 1~2月未満	4	1
	1~2月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上 1~2月未満	8	1
	1~2月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上 1~2月未満	12	1
	1~2月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上 1~2月未満	16	1
	1~2月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上 1~2月未満	20	1
	1~2月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	1

	6月以上9月未満	2 3	1
	9月以上12月未満	2 4	1
	12月以上	2 5	1
1 2	3月未満	2 5	1
	3月以上6月未満	2 6	1
	6月以上9月未満	2 7	1
	9月以上12月未満	2 8	1
	12月以上	2 9	1
1 3	3月未満	2 9	1
	3月以上6月未満	3 0	1
	6月以上9月未満	3 1	1
	9月以上12月未満	3 2	1
	12月以上	3 3	1
1 4	3月未満	3 3	1
	3月以上6月未満	3 4	1
	6月以上9月未満	3 5	1
	9月以上12月未満	3 6	1
	12月以上	3 7	1
1 5	3月未満	3 7	1
	3月以上6月未満	3 8	1
	6月以上9月未満	3 9	1
	9月以上12月未満	4 0	1
	12月以上	4 1	1
1 6	3月未満	4 1	1
	3月以上6月未満	4 2	1
	6月以上9月未満	4 3	1
	9月以上12月未満	4 4	1
	12月以上	4 5	1
1 7	3月未満	4 5	1
	3月以上6月未満	4 6	1
	6月以上9月未満	4 7	1
	9月以上12月未満	4 8	1
	12月以上	4 9	1
1 8	3月未満	4 9	1
	3月以上6月未満	5 0	1
	6月以上9月未満	5 1	1
	9月以上12月未満	5 2	1
	12月以上	5 3	1
1 9	3月未満	5 3	1

	3月以上6月末満	5 4	1
	6月以上9月末満	5 5	1
	9月以上12月末満	5 6	1
	12月以上	5 7	1
2 0	3月末満	5 7	1
	3月以上6月末満	5 8	2
	6月以上9月末満	5 9	3
	9月以上12月末満	6 0	4
	12月以上	6 1	5
2 1	3月末満	6 1	5
	3月以上6月末満	6 2	6
	6月以上9月末満	6 3	7
	9月以上12月末満	6 4	8
	12月以上	6 5	9
2 2	3月末満	6 5	9
	3月以上6月末満	6 6	9
	6月以上9月末満	6 7	1 0
	9月以上12月末満	6 8	1 0
	12月以上	6 9	1 1
2 3	3月末満	6 9	1 1
	3月以上6月末満	7 0	1 1
	6月以上9月末満	7 1	1 2
	9月以上12月末満	7 2	1 2
	12月以上	7 3	1 3

附則別表第4 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員以外の職員の新号給（附則第5項関係）

事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧本給月額	新級					
		3月末満	3月以上 6月末満	6月以上 9月末満	9月以上 12月末満	12月以上	新級
1級	1 8 9, 4 0 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 1	1級
	1 9 1, 0 0 0	4 1	4 1	4 1	4 2	4 2	
	1 9 2, 6 0 0	4 2	4 2	4 3	4 3	4 3	
	1 9 4, 2 0 0	4 3	4 4	4 4	4 4	4 5	
	1 9 5, 8 0 0	4 5	4 5	4 5	4 6	4 6	
	1 9 7, 4 0 0	4 6	4 6	4 7	4 7	4 7	
	1 9 9, 0 0 0	4 7	4 8	4 8	4 8	4 9	

	200,600	49	49	49	50	50	
	202,200	50	50	51	51	51	
	(以下略)						
2級	全ての本給月額	93(最高号給)					
3級	全ての本給月額	125(最高号給)					
4級	365,400	85	85	86	86	87	
	367,600	87	87	88	88	89	
	369,800	89	90	91	92	93	
	372,000	93	94	95	96	97	
	374,200	97	98	99	100	101	
	376,400	101	102	103	104	105	
	378,600	105	106	107	108	109	
	380,800	109	109	110	110	111	
	383,000	111	111	112	112	113	
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
5級	383,000	109	110	111	112	113	
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
6級	418,700	89	90	91	92	93	
	上記以外の本給月額	93(最高号給)					
7級	429,200	77	78	79	80	81	
	432,700	81	82	83	84	85	
	上記以外の本給月額	85(最高号給)					
8級	453,200	69	70	71	72	73	
	456,800	73	74	75	76	77	
	上記以外の本給月額	77(最高号給)					
9級	489,400	53	54	55	56	57	
	493,500	57	58	59	60	61	
	上記以外の本給月額	61(最高号給)					
10級	513,000	37	38	39	40	41	
	517,400	41	42	43	44	45	
	上記以外の本給月額	45(最高号給)					

#### 教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	新級
1級	355,500	149	150	151	152	153	1級
	357,700	153	154	155	156	157	
	上記以外の本給月額	157(最高号給)					
2級	412,200	133	134	135	136	137	2級

	415,000	137	138	139	140	141	
	上記以外の本給月額	141(最高号給)					
3級	472,500	109	110	111	112	113	3級
	475,500	113	114	115	116	117	
	上記以外の本給月額	117(最高号給)					
4級	505,300	93	94	95	96	97	4級
	508,600	97	98	99	100	101	
	上記以外の本給月額	101(最高号給)					

附則別表第4の2 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員の新号給（附則第5項関係）

旧級が事務系職員本給表の11級である職員の新号給

旧本給月額	△経過期間 新級	△経過期間					12月以上	
		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満			
円 580,300	9級	37	38	39	40	41	41	
	10級	14	14	15	15	15		
上記以外の本給月額	9級	41(最高号給)						
	10級	15						

旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧本給月額	△経過期間 新級	△経過期間					12月以上	
		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満			
円 592,800	5級	73	74	75	76	77	77	
	6級	13	13	14	14	15		
597,400	5級	77	78	79	80	81	81	
	6級	15						
上記以外の本給月額	5級	81(最高号給)						
	6級	15						

附 則（平成19年3月23日）

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- この規則による改正後の第23条第2項の規定（以下「新規定」という。）による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第11項の規定が適用される職員にあっては、同項の規定による管理職手当の月額）のほか、新規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各

号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（同項の規定が適用される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの規則による改正前の第23条の規定により管理職手当を受けていた職員であって、施行日以降引き続きこの規則による改正後の第23条の規定により当該手当を受けることとなるものについて、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日）第2項に規定する減額改定対象職員である者 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額

#### 附 則（平成19年11月30日）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第1、別表第2及び第22条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成20年3月18日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年6月17日）

この規則は、平成21年6月17日に施行し、同月1日から適用する。

#### 附 則（平成21年11月30日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(減額改定対象職員)
- 2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員を「減額改定対象職員」という。

本給表	職務の級	号 紙
事務系職員本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで

	3級	1号給から 8号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から 48号給まで
	2級	1号給から 32号給まで
	3級	1号給から 12号給まで

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第32条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号（同年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外であった者については第2号を除く。）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 一 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあっては新たに職員となった日、減額改定対象職員以外の職員から同月2日以後に減額改定対象職員となった者にあっては当該職員となった日）において職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間又は減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 4 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則（平成22年2月24日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年12月1日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（減額改定対象職員）

- 2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（改正後の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）附則第7項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、附則（平成18年3月30日）第8項の規定の適用を受けないものに限る。）以外の職員を「減額改定対象職員」（以下第4項において同じ。）という。

本給表	職務の級	号 給
-----	------	-----

事務系職員本給表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の給与規則第32条第2項及び第3項、第33条第2項及び第3項の規定の適用については、第32条第2項及び第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第33条第2項及び第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規則第19条、第32条(前項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)又は附則第7項の規定により得た額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号(同年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外であった者については第2号を除く。)に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 一 平成22年4月1日(同月2日以後に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第27条第2項の規定により加算した額を除く。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(以下次項において「基礎額」という。)に、同月からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他機構長が認める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 5 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規則附則第10項の規定

の適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則第16条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して機構長が認める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があるものとして機構長が認めるものの平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 9 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の育児休業等に関する規則第13条に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成22年12月14日）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第11項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（」とあるのは「この規則の施行の日（」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 平成23年10月1日後最初に行われる改正後の第16条第1項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

附 則（平成24年3月1日）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第5項から第7項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(減額改定対象職員)

2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「給与規則」という。）附則（平成18年3月30日）第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員を「減額改定対象職員」という。

本給表	職務の級	号給
事務系職員本給表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から100号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から52号給まで
	5級	1号給から24号給まで

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成24年6月に支給する期末手当の額は、給与規則第19条、第32条又は附則第7項の規定により得た額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号（平成23年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外の職員であった者については第2号、平成23年12月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外の職員であった者については第3号を除く。）に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額（給与規則附

則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(以下次項において「基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他機構長が認める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 4 前項第1号の基礎額、同項第2号又は第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 5 平成24年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規則第16条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 6 平成25年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 7 平成26年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

#### 附 則(平成25年12月26日)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年3月18日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年11月28日)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

ただし、改正後の第21条、第26条、別表第1及び別表第2は、平成26年4月1日

から適用する。

附 則（平成27年3月25日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に職務の級を異にして異動した職員の平成27年4月1日（以下「切替日」という。）における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 3 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。
  - 一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第7項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
  - 二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。
  - 三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。







		297,600	346,600								
110		298,000	346,900								
111		298,300	347,200								
112		298,400	347,700								
113		298,700									
114		299,000									
115		299,400									
116		299,600									
117		299,800									
118		300,100									
119		300,400									
120		300,800									
121		301,000									
122		301,300									
123		301,600									
124		301,900									
125											
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100







109	309, 100	361, 700	422, 400			
110	309, 400	362, 200	422, 700			
111	309, 800	362, 700	423, 000			
112	310, 200	363, 100	423, 300			
113	310, 500	363, 500	423, 600			
114	310, 900	363, 900	423, 900			
115	311, 200	364, 400	424, 200			
116	311, 500	364, 800	424, 500			
117	311, 700	365, 200	424, 700			
118	312, 000	365, 600				
119	312, 400	366, 100				
120	312, 800	366, 500				
121	313, 000	366, 800				
122	313, 300	367, 200				
123	313, 700	367, 700				
124	314, 100	368, 000				
125	314, 300	368, 400				
126	314, 500	368, 900				
127	314, 800	369, 400				
128	315, 200	369, 800				
129	315, 400	370, 200				
130	315, 700	370, 700				
131	316, 100	371, 200				
132	316, 300	371, 700				
133	316, 500	372, 200				
134	316, 800	372, 700				
135	317, 200	373, 200				
136	317, 400	373, 700				
137	317, 500	374, 200				
138	317, 700	374, 700				
139	318, 000	375, 200				
140	318, 300	375, 700				
141	318, 700	376, 200				
142	319, 000					
143	319, 300					
144	319, 600					
145	320, 000					
146	320, 300					

147	320, 500				
148	320, 800				
149	321, 200				
150	321, 500				
151	321, 800				
152	322, 000				
153	322, 300				
154	322, 600				
155	322, 900				
156	323, 200				
157	323, 400				